

令和３年度 第２回静岡県環境審議会温泉部会

１ 日 時 令和３年 11 月 15 日（月） 午後 1 時 30 分から 2 時 30 分まで

２ 場 所 県庁本館 4 階議会第 1 委員会室（静岡市葵区追手町 9－6）

３ 出席者

（１） 委 員 ８人

四本委員（部会長）、木村委員、稲葉委員、定居委員、
佐藤委員、杉山委員、鈴木委員、望月委員

（２） 事務局 ６人

田中生活衛生局長、漆畑衛生課長、井手生活衛生班長、
白鳥専門主査、熱海保健所担当者、富士保健所担当者、
浜松市保健所浜北支所担当者

４ 審議の結果

土地掘削許可申請について、事務局が第 1 号議案について個別に説明し、
異議なく個別承認された。

次に、動力装置許可申請について、事務局が第 2 号議案から第 3 号議案ま
で一括説明の後、異議なく一括承認された。

５ 会議録

【漆畑衛生課長】 定刻になりましたので、ただいまから、令和３年度第２回静岡県環
境審議会温泉部会を開催いたします。初めに、会議の出席状況について御報告いたします。
本日は 10 名のうち 8 名の委員の御出席をいただいておりますので、審議会条例第 6 条第
2 項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。

では、これから審議をお願いいたしますが、その前に事務局より 2 点ほどご報告がご
ざいます。最初に、毎年実施しております温泉実態調査について事務局から、御報告いた
します。

【白鳥衛生課専門主査】 白鳥と申します。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

静岡県の温泉の実態と地域ごとの温泉の状況について説明いたします。お手元の次第、20ページ、資料7－1明記されたグラフが書いてある資料をご覧ください。こちらの資料につきましては、県が毎年2月1日を基準日として行っている温泉実態調査の平成10年から令和3年2月までのデータを取りまとめたものです。

まず、伊豆半島の地域、こちらは、温泉保護地域や準保護地域が主となる地域になりますが、こちらについてですが、総揚湯量については、平成10年以降から減少傾向にあります。平成22年に増加しましたが、平成24年以降、再び減少傾向にあります。近年、利用源泉の数が減少していることが要因と考えられます。次に、平均揚湯量については、変動はありますが、平成10年以降、緩やかな増加傾向にあります。また、平均温度についても安定して推移しています。

次に、伊豆半島以外の一般地域と呼ばれている地域についてですが、源泉数が少ないために、数値の変動が非常に大きくなっております。平成20年までは源泉数の増加により、総揚湯量が増加傾向にありましたが、平成21年以降は安定して推移しています。

次の21ページ目からは、「伊豆半島地域それぞれの市町」及び各温泉地の状況となります。

まず、東伊豆町、河津町、下田市、こちらの1市2町の動きですが、おおむね安定して推移しています。

次に、南伊豆町、松崎町、西伊豆町です。こちらにつきましては、それぞれ自噴井の占める割合が多い地域のため、毎年ばらつきが多くなっていますが、安定して推移しております。

続いて、熱海市・伊東市です。こちらはいずれも安定して推移しています。

次のページを御覧ください。伊豆長岡、古奈、菰山につきましては、温泉地が比較的近いことから、似通った推移をしています。平均揚湯量に変動はありますが、安定して推移しています。

次に、修善寺、湯ヶ島です。こちらは、いずれも平均揚湯量に増加・減少の波がありますが、平均温度、総揚湯量とも安定しております。

最後に、伊豆半島以外の温泉地の状況です。静岡市の梅ヶ島は、自噴井のために年ごとのばらつきが多くなっていますが、平均温度は安定しております。

寸又峡についても、自噴井のため総揚湯量に変動がありますが、平均温度は安定して推移しています。

浜松の館山寺については、対象源泉が少ないため、総揚湯量に変動はありますが、近年、減少傾向にあります。利用源泉の数は変わっていないため、1源泉当たりの揚湯量が減少していることにはなりますが、今後も実態調査を通じて、現状把握に努めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、地域ごとの温泉の状況につきまして、グラフを基に説明をさせていただきました。

県内は、全体的に近年、揚湯量・温度とも安定した推移を示しており、今後とも、温泉資源の保護という観点から、温泉実態調査を通じて測定を継続していきたいと思っております。

以上になります。

【漆畑衛生課長】 続きまして、温泉掘削許可等の基準のうち、地域ごとの実情により、適当と認める範囲について一部変更がありましたので、事務局から御説明いたします。

【白鳥衛生課専門主査】 地域毎の実情により適当と認められる範囲に関する変更について、ご説明いたします。次第の11頁及びお手元の追加資料A4 1枚のものをご覧ください。賀茂保健所管内にあります西伊豆町に係る準保護地域の地域ごとの実情により適当と認められる範囲について、「動力馬力」及び「ポンプ及び揚湯量」の記載内容について変更がありました。

準保護地域における「動力馬力」及び「ポンプ及び揚湯量」について「許可事例」だった地域の実情を「文書化した基準」とした報告がありました。

変更の内容としましては、具体的には、「動力馬力」については、エアリフトポンプについては11kwまで、水中ポンプは7.5kwまで、となりまして、「ポンプ及び揚湯量」については、許可揚湯量の算出方法については、欄外①のとおり、7.5Kwのエアリフトポンプを基準動力とし、その揚湯試験で得られた最大安定量かつ、2に記載した算出方法で求められた算出量を超えない範囲とする、と報告がありました。

また、動力装置を変更する場合の許可揚湯量の算出方法は②のとおりと、報告がありました。

以上、簡単ではございますが、変更について御説明させていただきました。

【漆畑衛生課長】 説明は以上となります。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行につきましては、議長にお願いいたします。四本議長、よろしくお願いします。

【四本部会長】 それでは、改めまして、部会長に御選任いただきました四本康久でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日の審議案件は、知事から意見を求められております第1号議案の温泉法に基づく掘削許可申請が1件、第2号議案から第3号議案の動力装置許可申請が2件の合計3件でございます。

審議は、お手元の議案書の順に進めてまいります。

それではまず、第1号議案の掘削許可申請です。事務局の説明を求めます。

【白鳥衛生課専門主査】 第1号議案の掘削について御説明します。議案書の4ページをお開きください。

申請者は、静岡市清水区の株式会社アイエイアイです。

掘削場所は、富士宮市内房で一般地域です。具体的な位置については、議案書の5頁から7頁を御覧ください。

新東名高速道路の新清水インターチェンジから北北東へ約4.6Kmのところでは、4頁を御覧ください。掘削地は申請者の所有地です。

関係法令の制限について、申請場所については、森林法第10条の2の規定に基づいた許可を取得していることを確認しております。

申請の目的ですが、建設予定の研修者向けの施設の浴用として給湯するものです。

掘削の内容ですが、議案書8頁の孔柱図を御覧ください。掘削深度は1500メートル、最終口径は100Aとなります。

議案書4頁を御覧ください。掘削地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200m以内に利用源泉はありません。

富士宮市からの意見につきましては、温泉ではなく地下水として採取又は利用する場合は市の地下水採取に関する届出書を提出すること、また、温泉掘削終了後に「環境保全に関する協定書」に基づき協議が必要となる旨の回答があり、その旨を保健所からも事業者へ伝達しております。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しています。

事務局としましては、議案書 3 頁の条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。以上で説明を終わりますが、御審議の程よろしくをお願いします。

【四本部会長】 ただいま事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

いかがでございましょうか。特にご意見もないということではよろしいでございましょうか。

(「はい」の声あり)

【四本部会長】 ほかに御意見もないようですので、採決に移らせていただきます。

第 1 号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【四本部会長】 ありがとうございます。異議もございませんので、そのように決定いたします。

【四本部会長】 続いて、動力装置許可申請の審議に移ります。動力装置許可申請については、第 2 号議案から、第 3 号議案までの 2 件について一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

【白鳥衛生課専門主査】 動力装置許可申請について、第 2 号議案から第 3 号議案まで一括して御説明します。

議案書の 9 頁を御覧ください。

申請者は、恒春園温泉組合の組合長の●●●●です。

掘削場所は、伊東市鎌田で保護地域です。

具体的な位置については、議案書の 1 2 頁から 1 3 頁を御覧ください。伊東温泉競輪場から北西へ約 600m のところです。

議案書の 9 頁にお戻りください。

申請理由ですが、現在設置されているエアリフトポンプから水中ポンプへ変更するものです。

利用の目的ですが、組合員である宿泊施設や一般住宅の浴用として供給するものです。

申請内容ですが、議案書 9 頁を御覧ください。3.7 k w の水中ポンプを地表下 7 2 m の深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●ℓを揚湯するというものです。

また、申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり 200m 以内に利用源泉が 1

5本あり、全ての源泉管理者の同意が取れています。

地元との調整についてですが、地元の一般社団法人伊東温泉協会から異議ない旨の意見書が提出されています。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第3号議案です。議案書の15頁を御覧ください。

申請者は、東京都新宿区の長治観光株式会社です。

掘削場所は、浜松市北区三ヶ日町で一般地域です。具体的な位置については、議案書の16頁から17頁を御覧ください。天竜浜名湖鉄道の尾奈駅から南へ約400mのところ
です。

議案書の15頁にお戻りください。

申請理由ですが、現在設置されている水中ポンプからエアリフトポンプへ変更するものです。

利用の目的ですが、既存の宿泊施設の浴用として給湯するものです。

申請内容ですが、議案書15頁を御覧ください。3.7kwのエアリフトポンプのエア管を90mの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書15頁を御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200m以内に利用源泉はありません。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、御審議の程よろしくをお願いします。

【四本部会長】 ただいま事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

定居委員。

【定居委員】 定居です。3番なんですけども、参考なんですね。反対ではない、参考。水中ポンプからエアリフトに交換するっていうのは、何か理由があったんですか。

【白鳥衛生課専門主査】 はい。今までは水中ポンプで揚湯を行っていましたが、スケールにより水中ポンプの部分に目詰まりが起こりまして、故障の可能性が高かったということで、このような故障の可能性が低いエアリフトポンプに変更するということで今回の申請にいたしました。

【定居委員】 分かりました。

【四本部会長】 よろしいですか。

【定居委員】 はい。

【四本部会長】 ほかに御意見、いかがでございましょうか。特によろしいですか。

(「はい」の声あり)

【四本部会長】 ほかに御意見もないようですので、採決に移らせていただきます。

事務局から説明のあった第2号議案から第3号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【四本部会長】 ありがとうございます。異議もございませんので、そのように決定いたします。

それでは、以上をもちまして諮問事項の審議は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

県におきましては、本日、各委員から出された御意見を今後の温泉行政に反映していただくようお願いをいたします。

これから後の進行については、事務局にお返しします。では、よろしくお願いします。

【漆畑衛生課長】 ありがとうございます。それでは最後に、生活衛生局長より、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

【田中生活衛生局長】 <挨拶>

【漆畑衛生課長】 それでは、以上をもちまして令和3年度第2回静岡県環境審議会温泉部会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —